

滋賀県特定非営利活動法人指定委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例施行規則（平成25年滋賀県規則第13号）第21条の規定により、滋賀県特定非営利活動法人指定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、会長は、その結果を次の会議に報告しなければならない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(審議の公正)

第3条 委員は、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げる事情を有すると判断する場合は、委員会の承認を得て審議および議決を回避することができる。

(資料提出その他の協力)

第4条 会長は、適当と認める者に対して、会議への出席、資料の提出、意見の開陳および説明その他の必要な協力を求めることができる。

(諮問、答申等)

第5条 知事が委員会に対して行う諮問は、知事は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるよう必要な資料を添付するものとする。

2 委員会が知事に対して行う答申および意見建議は、文書をもって行うものとする。

(議事録の作成)

第6条 会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 審議の経過
- (5) 議決した事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成するものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

2 会議を公開する場合は、会議の傍聴を認めることにより行うものとし、この場合の必要な手続は、別に定めるものとする。

(議事録等の公開)

第8条 会議の議事録および配付資料（以下「議事録等」という。）は、次の場合を除き公開する。

(1) 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例（平成25年滋賀県条例第25号。以下「条例」という。）

第3条に掲げる事項に関する審議

(2) 条例第5条に掲げる事項に関する審議

(3) 条例第6条第2項に規定する知事からの諮問に関する審議

2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者または第三者の権利または利益、公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が正当な理由があると認めた場合にあつては、その全部または一部を非公開とすることができる。

3 前2項の規定により会議の議事録を非公開とする場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨を作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の会議その他運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この要領は、平成25年6月20日から施行する。